

○与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付要綱

令和6年3月5日

告示第10号

(趣旨)

第1条 この告示は、与謝野町補助金等の交付に関する規則（平成18年与謝野町規則第38号）に定めるもののほか、本町が所有する分譲宅地を取得し、かつ、住宅を新築した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲宅地 与謝野町造成宅地分譲要綱（平成18年与謝野町告示第123号）第1条に規定する分譲宅地をいう。
- (2) 対象住宅 分譲宅地内に建築され、台所、便所、浴室及び居室を有し、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅をいう。ただし、住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるものを除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、分譲宅地を取得した者が当該分譲宅地内に対象住宅を新築する工事であって、当該工事に要する経費が200万円以上のものとする。

2 前項の工事は、当該分譲宅地の引き渡しの日から起算して3年以内に完了しなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、令和6年4月1日以後に分譲宅地を取得した個人であって、対象住宅の新築後当該対象住宅に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 市区町村税の滞納がある者
- (2) 与謝野町暴力団排除条例（平成22年与謝野町条例第16号）第2条第4号に規定する暴力団員等である者

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、本町の他の補助事業により補助金の交付の対象となる場合は、この告示による補助金の交付の対象としない。ただし、当該他の補助事業による補助対象経費が補助対象事業に要する経費と明確に区分できるときは、この限りでない。

3 補助金の交付は、分譲宅地の一の区画につき1回を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、対象住宅の建築が完了した日から起算して1年以内に与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の建築工事請負契約書の写し(交付申請者が建築工事を行う者と同一である場合その他建築工事請負契約の締結を要しない場合は、対象住宅の新築工事をしたことを証する書類)
- (2) 建物登記簿謄本の写しその他対象住宅が完成したことが確認できる書類
- (3) 住民票の写しその他対象住宅を居住の用に供していることが確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容等を審査し、適当であると認めるときは、与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付決定兼額の確定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、不適當であると認めるときは、与謝野町分譲宅地住宅新築補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第8条 町長は、前条第1項の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該取り消された補助金の返還を命ずることができる。この場合において、町長は、書面により当該交付決定者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 法令若しくはこの告示に違反し、又は町長の指示に従わなかったとき。
- (4) その他町長が特に補助金を交付するものとして適当でない判断したとき。

(対象住宅の処分の制限)

第9条 交付決定者は、補助金の交付決定の日から起算して10年以内に、対象住宅を譲渡

し、若しくは除却し、又は対象住宅から転居してはならない。ただし、町長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助区分		補助金額	備考
基本額		200万円	
加算額	町内建築事業者建築	20万円	町内建築事業者（町内に本店又は支店を有する住宅建設関連事業者で、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた法人又は個人をいう。）により建築されたものに限る。
	子育て世帯（子ども（第6条に規定する交付申請をする日において義務教育修了前の子であって、交付申請者と同居しているものに限る。以下同じ。）を扶養している世帯又は母子健康手帳の交付を受けている出産前の者を有する世帯をいう。）	子ども1人当たり10万円。ただし、3人目以降の子どもについては、子ども1人当たり20万円とする。	子ども5人に相当する額を限度とする。
	移住促進特別区域	10万円	京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号）第6条第1項に規定する移住促進特別区域内に居住する世帯に限る。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

与謝野町長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付申請書

与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

(町チェック欄)

宅地の所在地	与謝野町字	
宅地の購入契約日	年 月 日	
建築工事請負契約日	年 月 日	基本額：200万円
工期	年 月 着工 ～ 年 月 完成	
階数・規模	階建・延べ面積 m ² (内、居住部面積 m ²)	
町内建築事業者による建築	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (建築事業者名：)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (20万円)
子育て世帯	()人(義務教育終了前の子) (母子健康手帳の交付を受けた出産前の子を含む。)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (20万円)
移住促進特別区域	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (地区名：)	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (10万円)
補助金交付申請額	円	円

※添付書類は、裏面を参照すること。

添付書類

<input type="checkbox"/>	対象住宅の建築工事請負契約書の写し
<input type="checkbox"/>	対象住宅の図面の写し
<input type="checkbox"/>	建物登記簿謄本の写しその他対象住宅が完成したことが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	住民票の写しその他対象住宅を居住の用に供していることが確認できる書類
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の写し（母子健康手帳の交付を受けた出産前の子を有する場合のみ）
<input type="checkbox"/>	その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

与謝野町指令第 号

様

与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付決定通知兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました与謝野町分譲宅地住宅新築補助金につきまして、与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、下記のとおり条件を付け、交付の決定及び額の確定をしましたので通知します。

年 月 日

与謝野町長



記

1 補助金交付決定額 円

2 補助金交付確定額 円

3 条件

- (1) この補助金の交付対象となる事業は、与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- (2) 交付決定者は、要綱第9条に規定するとおり、この交付決定の日から起算して10年以内に当該交付決定に係る住宅を譲渡し、若しくは除却し、又は当該住宅から転居してはならない。
- (3) 交付決定者が交付決定に係る条件に違反した場合は、この補助金の全額又は一部を返還させることがある。
- (4) 交付決定者は、与謝野町補助金等の交付に関する規則及び要綱の定めるところに従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

与謝野町指令第 号

様

与謝野町分譲宅地住宅新築補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました与謝野町分譲宅地住宅新築補助金につきまして、下記のとおり不交付を決定しましたので、与謝野町分譲宅地住宅新築補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

与謝野町長



記

補助金不交付決定の理由

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)